

bulletin board

こんにちは! ハイ市役所です

市役所 〒763-8501 丸亀市大手町二丁目3番1号・☎②2111(代表)

④は綾歌市民総合センターを、
⑤は飯山市民総合センターを
表します。

募集

記念植樹をしませんか

都市計画課 ☎②8843

丸亀市緑のまちづくり協議会(市都市計画課内)では、緑豊かなまちにするために、緑化活動に取り組んでいます。



その一環として、子どもの誕生や結婚を祝う記念植樹を行いますので、賛同していただける人を募集します。

とき=3月20日(祝)・午前9時▷ところ=市総合運動公園▷植樹の種類=赤ちゃん誕生記念植樹、結婚記念植樹▷賛同金=一口3,000円▷締め切り=3月10日(火)

応募方法など詳しくは、市都市計画課へ。

丸亀市少年少女合唱団員

丸亀市民会館 ☎②4141

精力的な活動をしている市民会館付きの合唱団に入団してみませんか。

近年では、由紀さおりさん・安田祥子さん、羽田健太郎さん・羽田紋子さん、南こうせつさんなど有名アーティストと共演しています。

そのほかの活動として「定期コンサート」「香川ジュニアコーラスフェスティバル」

などにも出演。いつでも入団できますので、まずは練習を見に来てください。

対象=小学生から高校生まで(5歳児も可)▷練習日=毎週土曜日・午前10時~正午▷練習場所=市民会館ほか▷会費=入会金2,000円、月額会費3,000円

申し込みなど詳しくは、市民会館へ。

日本語教室修了パーティー参加者

丸亀市国際交流協会 ☎⑥1771

後期日本語教室の受講生と修了パーティーをしませんか。地域の日本語支援に興味のある人も、この機会と一緒に参加してみませんか。持ち寄り形式のため、参加者は食べ物を何か一品ご持参ください。

とき=3月25日(水)・午後7時~9時▷ところ=まなびらんど5階視聴覚教室▷参加料=無料▷問い合わせ先=丸亀市国際交流協会

お知らせ

学校給食費の改定

学校給食センター ☎②2771

学校給食センターでは、できるだけ安価な食材の調達や献立の工夫で、給食費の抑制に努めてきました。

しかしながら、昨今の原材料費の高騰から、現行の給食費では、献立の作成が困難になってきましたので、食材に要する費用のみを負担していただいている給食費を4月か

ら改定(1割程度)させていただき、子どもたちの栄養摂取や食の安全を確保していきます。ご理解をよろしく願います。

区分	新給食費(1食)
小学校	250円
中学校	280円

入学金貸付制度の拡充

学校教育課 ☎②8821

市では、住民税非課税世帯または均等割りのみ課税されている世帯向けに、高校、大学などへの入学金の無利子貸し付けを行っています。

なお、1月1日から貸付額が増額され、より利用しやすくなりました。

●貸付金額(1回のみ)	
高校、高等専門学校	17万円まで
専修学校、短大、大学	35万円まで
●償還期間	
12か月据え置き後、一括償還または10か月以内の割賦償還	

資格要件など詳しくは、学校教育課へ。

好評発売中!



いにしえのときを刻む丸亀城
●料 金 二 五 百 円
●販売所 丸亀城天守ほか
●売 っ て います。
●(平成20年増補改訂版)を販売

まなびらんどの屋内環境改善工事

生涯学習課 ☎②1392

まなびらんどの屋内環境改善工事により、5月から9月末まで施設が使用できなくなります。

詳しくは、広報まるがめ4月号でお知らせします。

先行して、少年育成センターは、3月23日(月)から約半年間、市役所別館3階に移転します。



相談窓口や電話などは、変わらず行いますのでお気軽にご利用ください。

相談電話(☎0120-734970)、ファクス(☎②1367)

資料館休館のお知らせ

丸亀市資料館 ☎②5366

アスベスト除去工事のため、3月10日(火)からしばらくの間資料館を休館します。

再開時には事前にお知らせしますので、ご理解をお願いします。

寄附禁止のルールを守って 明るい選挙の実現を

選挙管理委員会 ☎②8825

みんなで徹底しよう
「三ない運動」

- 政治家は有権者に寄附を贈らない!
- 有権者は政治家に寄附を求めない!
- 政治家から有権者への寄附は受け取らない!

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。これは、政治家本人が出席する結婚披露宴の祝儀や葬式・通夜の香典を除いて、すべて罰則の対

象になります。また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

①政治家の寄附の禁止

政治家(候補者、候補者になろうとする人、現に公職にある人)は、寄附をすると処罰されます。

②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

有権者が威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄附を求める処罰されます。

③政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体が、政治家の氏名を表示して選挙に関し寄附をすると処罰されます。

④後援団体の寄附の禁止

後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。

⑤年賀状などのあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内の人に年賀状などのあいさつ状を出すことが禁じられています。ただし、答礼のための自筆によるものを除きます。

⑥あいさつを目的とする有料 広告の禁止

政治家や後援団体が、有料のあいさつ広告を出す処罰されます。

詳しくは、市選挙管理委員会へ。

広島町にコミュニティバス

生活課 ☎②8809

2月2日(月)から、広島町でコミュニティバスが運行を開始しました。このバスは、広島町内でデイサービス事業を行っているNPO法人「石の里広島」が公共交通の担い手として運行するものです。



運賃は、大人200円、子ども・障害者100円で、ほかの路線への乗り換えは1回に限り無料です。

広島に念願のバスが運行されるようになりました。多くの人の利用を願っています。(出発の様子17分)

電子申請・ 届け出サービスの終了

企画課 ☎②8839

市では、住民票の交付など12種類の行政手続きについて電子申請を受け付けていましたが、3月31日(火)でサービスを終了します。

今後は電子申請サービスに変わるサービスとして、市ホームページの申請書ダウンロードをご利用ください。

なお、税務署への所得税の電子申告(e-Tax)は、引き続きご利用いただけます。



下水道処理区域の拡大

上下水道部経営課 ☎②8846

下水道課 ☎②8850

3月31日(火)から、下水道の新しい処理区域として、土器町西四丁目・五丁目・七丁目、今津町、新田町、飯山町川原・東坂元のそれぞれ一部が供用開始になります。該当区域内の土地所有者などには、3月31日までに供用開始の通知をします。

また、今回、賦課対象区域となった土地の所有者には「下水道事業受益者負担金申告書」を5月中旬までに送付しますので、必要事項を記入のうえ、提出をお願いします。

提出された申告書に基づき、7月初旬に受益者負担金を賦課する予定です。